

南魚沼市統合学校給食センター整備事業
委託仮契約書（設計・施工一括）（案）

1. 契約番号

●●

2. 件名

南魚沼市統合学校給食センター整備事業

3. 履行場所

新潟県南魚沼市四十日 1787 番地

4. 履行期間

(1) 履行期間 南魚沼市議会の同意決議を得た日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(2) 着手期限 南魚沼市議会の同意決議を得た日から起算して 7 日以内

(3) 完成期限 履行期間の満了する日以内（令和 7 年 9 月 30 日）

5. 契約金額

（税込）¥●●●円（税抜金額 ¥●●●円）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥●●●円）

6. 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 の金額とする。ただし、南魚沼市財務規則第 172 条第 1 項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を全額免除する。

7. 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の事業について、南魚沼市（以下「発注者」という。）と●●（以下「受注者」という。）は、南魚沼市財務規則（平成 19 年南魚沼市規則第 104 号）及び南魚沼市統合学校給食センター整備事業委託契約約款によって委託仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

なお、この仮契約について、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南魚沼市条例第 15 号）第 2 条の規定による南魚沼市議会の同意議決を経たときは、これを本契約とみなす。

令和5年●月●日

[発注者]

新潟県南魚沼市六日町180番地1
南魚沼市長 林 茂男

[受注者]

【設計・工事監理企業】

住 所

氏 名

㊞

【建設企業（特定建設工事共同企業体）】

〔共同企業体名〕

【建設企業（代表構成員）】

住 所

氏 名

㊞

【建設企業（構成員）】

住 所

氏 名

㊞

【建設企業（構成員）】

住 所

氏 名

㊞

南魚沼市統合学校給食センター整備事業
委託契約約款(案)

目次

(総則)	1
(関連工事の調整)	2
(工程表及び工事費内訳書)	2
(契約の保証)	3
(権利義務の譲渡等)	3
(承諾を求める手続)	4
(著作権の譲渡等)	4
(建設業務等の一括委任又は一括下請負の禁止)	5
(設計業務等の一括委任又は一括下請負の禁止)	5
(下請負人等の通知)	5
(受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等)	5
(特許権等の使用)	5
(特許権等の発明等)	6
(監督員)	6
(現場代理人等)	6
(管理技術者・現場代理人)	7
(照査技術者)	7
(技術者等の兼務)	7
(地元関係者との交渉等)	8
(土地への立ち入り)	8
(履行報告)	8
(設計業務等及び工事関係者に関する措置請求)	8
(工事材料の品質及び検査等)	9
(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)	9
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	9
(支給材料及び貸与品)	10
(工事用地の確保)	10
(入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	11
(条件変更等)	11
(入札説明書等の変更)	12
(入札説明書等の変更に係る受注者の提案)	12
(工事の中止)	13
(著しく短い工期の禁止)	13
(受注者の請求による工期の延長)	13
(発注者の請求による工期の短縮等)	13
(工期の変更方法)	14
(契約金額の変更方法等)	14
(賃金又は物価の変動に基づく建設業務等費の額の変更)	14
(臨機の措置)	15
(一般的損害)	15
(第三者に及ぼした損害)	15

(不可抗力による損害)	16
(契約金額の変更に代える入札説明書等の変更)	16
(検査及び引渡し)	17
(事業費の支払)	17
(部分使用)	18
(前金払及び中間前金払)	18
(保証契約の変更)	19
(前払金の使用等)	19
(部分払)	20
(部分引渡し)	20
(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)	21
(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	21
(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)	21
(第三者による代理受領)	22
(前払金等の不払に対する工事中止)	22
(契約不適合責任等)	22
(公共工事履行保証証券による保証の請求)	24
(発注者の解除権)	24
(発注者の損害賠償請求等)	26
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
(発注者の任意解除権)	27
(受注者の解除権)	27
(受注者の損害賠償請求等)	28
(解除の効果)	28
(解除に伴う措置)	28
(損害賠償の予定)	29
(臨時検査)	30
(監督又は検査の委託)	30
(火災保険等)	30
(暴力団等からの不当介入の排除)	30
(あっせん又は調停)	30
(仲裁)	31
(補則)	31

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、入札説明書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び入札説明書等を内容とする施設整備業務及び開業支援業務の委託契約（変更契約により契約金額、工期等が変更した場合にあっては、変更後の委託契約）をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札説明書等 南魚沼市統合学校給食センター整備事業における入札説明書、要求水準書（別添資料を含む。以下同じ。）、落札者決定基準、様式集、受注者提案及びこれらに対する質問回答書をいう。
- (2) 設計業務等 入札説明書等に定める施設整備業務のうち、「測量等事前調査業務」、「各種許認可申請等業務及び関連業務」、「設計業務（基本設計・実施設計）」、「工事監理業務」をいう。
- (3) 建設業務等 入札説明書等に定める施設整備業務のうち、「建設業務（建築工事、電気工事、管工事及び外構工事）」、「調理設備調達・搬入設置業務」、「食缶等調達業務（食器、箸、スプーンは市が調達）」、「事務備品等調達業務」、「近隣対応・周辺対策業務」、「完成検査及び引渡し業務」、「その他これらを実施する上で必要な関連業務」をいう。
- (4) 開業支援業務 入札説明書で定める開業支援業務で、「本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明及び運営に関する助言」、「本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルの作成」、「本件施設・各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修の開催」、「調理リハーサルの支援」、「本件施設PR用のパンフレット及びイメージビデオ（実際に本件施設で調理している風景の撮影含む）の作成」、「供用開始後の運営支援」、「完了検査」をいう。
- (5) 設計 工事目的物の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- (6) 施工 工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- (7) 工事 建設業務等をいう。
- (8) 工事目的物 この契約の目的物たる構造物、調理設備、食缶等及び事務備品等をいう。
- (9) 設計成果物 この契約に基づき受注者が設計業務等として作成する成果物又はそれらの一部をいう。
- (10) 工期 契約書の「4. 履行期間」に明示した設計業務等及び建設業務等並びに開業支援業務に要する期間で契約日から開業準備業務完了期限までをいう。
- (11) 本件業務 入札書説明書等に定める施設整備業務及び開業支援業務をいう。
- (12) 建設業務費 建設業務に係る事業費をいう。
- (13) 建設業務等費 建設業務等に係る事業費をいう。
- (14) 建設業務 入札説明書等に定める建設業務をいう。
- (15) 事業費 受注者提案で受注者が提案した金額をいう。
- (16) 契約金額 事業費に基づき、この契約において発注者と受注者との間で締結した金額をいう。

3 受注者は、契約書記載の本件業務を契約書記載の工期内に完成し、設計成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すとともに、開業支援業務を完了させるものとし、発注者は、その事業費を支

払うものとする。

- 4 設計方法、仮設、施工方法、その他設計成果物及び工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「設計・施工方法等」という。）については、この約款及び入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除（以下この項において「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、署名又は記名押印が不要である請求等を行う場合において当該請求等の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成するときは、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款及び入札説明書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 14 受注者は、受注企業グループを構成する建設企業（特定建設工事共同企業体）の代表構成員となる者を代表企業として定め、発注者は、この契約に基づくすべての行為を当該代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、すべての受注者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならない。
- 15 受注者は、契約上の債務につき連帯して責任を負い、契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の実施する工事及び発注者の発注に係る第三者の実施する他の工事が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な実施に協力しなければならない。

（工程表及び工事費内訳書）

第3条 受注者は、契約締結の日から起算して7日以内に入札説明書等に基づき、設計業務等の工程及び建設業務等及び開業支援業務の概略の工程を示した全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

-
- 2 発注者は、前項の工程表について、本件業務の内容に照らし必要があると認めるときは、その変更を受注者に対して求めることができる。
 - 3 受注者は、第24条第2項に規定する設計成果物の承諾を得たときは、設計成果物等に基づいた工事費内訳書及び建設業務等の工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 4 工事費内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
 - 5 工程表及び工事費内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号のいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第61条第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び設計業務等を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第23条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る本件業務の履行に必要な資金を不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の事業費債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、事業費債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る本件業務の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(承諾を求める手続)

第6条 受注者は、第5条の規定により、発注者の承諾を得ようとする場合は、契約による権利義務の譲渡若しくは承継又は本件業務の委任若しくは下請負に係る契約（当該契約の成立及び変更が発注者の承認を、約定による解除及び解約が発注者に対する当該契約の両当事者の共同による届出を、それぞれの効力の停止条件とするものに限る。）を締結し、発注者が指定する申請書（当該契約の両当事者が署名又は記名押印の上、作成したものに限り。）に当該契約を証する書面の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

2 受注者が死亡したときは契約による権利義務を相続した者、受注者が破産手続開始の決定により消滅したときはその破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人との合併により消滅したときはその破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、設計成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、設計成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該著作物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、設計成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾した時に限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、設計成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。

また、発注者は、設計成果物が著作物に該当しない場合には、当該設計成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、設計成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該著作物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受注者は、第9条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各項に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

(建設業務等の一括委任又は一括下請負の禁止)

第8条 受注者は、建設業務等の全部若しくはその主たる部分又は建設業務等のうち他の部分から独立してその機能を発揮する工作物に係る建設業務等を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(設計業務等の一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、設計業務等の全部を一括し、又は入札説明書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が入札説明書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者は、設計業務等の一部又は開業支援業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が入札説明書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(下請負人等の通知)

第10条 発注者は、受注者に対して、第8条又は第9条により本件業務の下請負人又は受任者となる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等)

第11条 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をしたことを確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を

使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計・施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第13条 受注者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(監督員)

第14条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) この約款及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出、質問に対する承諾又は回答

(3) 入札説明書等に基づく施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(4) 設計業務等の進捗の確認、入札説明書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

(5) 入札説明書等に基づく工程の管理、立会い、施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人等)

第15条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書の政令で定める者をいう。）又は主任技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(4) 入札説明書等に定める責任者（統括責任者、設計業務責任者、工事監理業務責任者、建設業務責任者、及び調理設備調達業務責任者といい、以下「各業務責任者」という。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、事業費の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、第22条第4項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 受注者又は現場代理人は、その日の天候、就労人数及び工事の進行状況その他必要な事項を記載した工事日誌を作成し、監督員が求めたときは、これを提出しなければならない。

6 主任技術者又は監理技術者は、当該工事現場において専任でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

（管理技術者・現場代理人）

第16条 受注者は、第15条に定めるもののほか、設計業務等の技術上の管理及び統括を行う管理技術者及び現場代理人を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者及び現場代理人を変更したときも、同様とする。

2 現場代理人は、設計業務等の全体の運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、事業費の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、第22条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 管理技術者及び現場代理人は、本件業務において専任でなければならない。

（照査技術者）

第17条 受注者は、入札説明書等に定める場合には、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

（技術者等の兼務）

第18条 第15条に定める現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

-
- 2 第16条に定める管理技術者及び現場代理人は、これを兼ねることができる。
 - 3 第17条に定める照査技術者は、第15条及び第16条に定める管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第19条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立ち入り)

第20条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

(履行報告)

第21条 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(設計業務等及び工事関係者に関する措置請求)

第22条 発注者は、現場代理人及び各業務責任者がその職務（監理技術者等並びに管理技術者及び専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者は、管理技術者（この者と現場代理人を兼任する者を除く。）若しくは照査技術者又は受注者の使用人並びに各業務責任者、第9条ただし書の規定により受注者から設計業務等を委任され、若しくは請け負った者が設計業務等又は設計業務等の管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者及び管理技術者、照査技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、各業務責任者、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で施工又は施工の管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 受注者は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
-

(工事材料の品質及び検査等)

第23条 工事材料の品質については、入札説明書等に定めるところによる。入札説明書等にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、入札説明書等又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から遅滞なく応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

(設計成果物及び設計成果物に基づく施工の承諾)

第24条 受注者は、設計業務等のすべて又は全体工程表に示した先行して施工する部分の設計業務等が完了したときは、その設計成果物を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、提出された設計成果物及び設計成果物に基づく施工を承諾する場合は、その旨を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による通知があるまでは、施工を開始してはならない。
- 4 第2項の承諾を行ったことを理由として、発注者は本件業務について何ら責任を負担するものではなく、また受注者は何らの責任を減じられず、かつ、免ぜられているものではない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第25条 事業者は、受注者は、入札説明書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、入札説明書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札説明書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、入札説明書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から遅滞なく提出しなければならない。
 - 4 監督員は、受注者から第1項若しくは第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から遅滞なく応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に遅滞なく応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から遅滞なく提出しな
-

なければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第26条 発注者が受注者に支給する設計業務等に必要な物品等、工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する設計業務等に必要な物品等、建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所並びに引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が入札説明書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等があり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、工事の完成、入札説明書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札説明書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

第27条 発注者は、工事用地その他入札説明書等において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（入札説明書等に特別の定め

があるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、入札説明書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(入札説明書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第28条 受注者は、設計成果物の内容が入札説明書等の内容に適合しない場合において、発注者が再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が施工済みの部分に影響している場合には、その施工部分に関する必要な改造を行わなければならない。

- 2 受注者は、工事の施工部分が入札説明書等に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 監督員は、受注者が第23条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が入札説明書等に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第29条 受注者は、本件業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。)
 - (2) 入札説明書等に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 入札説明書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、入札説明書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
-

(5) 入札説明書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得に行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、入札説明書等の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札説明書等を訂正する場合 入札説明書等の訂正は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。この場合において、受注者が変更を行った設計成果物については、発注者の承諾を得るものとする。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、入札説明書等を変更する場合で、工事目的物又は設計成果物の変更を伴うものについては、入札説明書等の訂正は発注者が行い、工事目的物又は設計成果物の変更は受注者が行う。この場合において、受注者が変更を行う工事目的物又は設計成果物については、発注者の事前の承諾を得るものとする。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、入札説明書等を変更する場合で、工事目的物の変更を伴わないものについては、発注者と受注者とが協議して入札説明書等の変更は発注者が行い、設計成果物の変更は受注者が行う。ただし、当該協議が整うことを要しない。この場合において、受注者が変更を行った設計成果物については、発注者の承諾を得るものとする。
- 5 前項の規定により入札説明書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（入札説明書等の変更）

第30条 発注者は、必要があると認めるときは、入札説明書等の変更内容を受注者に通知して、入札説明書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（入札説明書等の変更に係る受注者の提案）

第31条 受注者は、入札説明書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、若しくは発案したときは、発注者に対して当該発見若しくは発案に基づき入札説明書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、入札説明書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により入札説明書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約金額を変更しなければならない。

4 前項の契約金額を変更する場合は、発注者と受注者とが協議して定める。

(工事の中止)

第32条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は工事用地等の確保ができない等のため、若しくは暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 受注者は、前2項の規定による発注者の一時中止の指示があったときは、当該指示に従い、工事の全部又は一部を一時中止しなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の規定により工事を一時中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第33条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第34条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

3 発注者は、その工期延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第35条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第36条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第34条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、第35条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第37条 契約金額の変更（第38条の規定による変更を除く。）については、第3条第3項により作成した工事費内訳書の記載事項を基礎として発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 第1項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく建設業務等費の額の変更)

第38条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により建設業務等費の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して建設業務等費の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残建設業務等費の額（建設業務等費の額から当該請求時の出来形部分に相応する建設業務等費の額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残建設業務等費の額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残建設業務等費の額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残建設業務等費の額の1,000分の15を超える額につき、建設業務等費の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残建設業務等費の額及び変動後残建設業務等費の額は、請求のあった日を基準とし、発注者の定める資料に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により建設業務等費の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく建設業務等費の額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、建設業務等費の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、建設業務等費の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、建設業務等費の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受

注者は、前各項の規定にかかわらず、建設業務等費の額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、建設業務等費の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第39条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事を実施する上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第40条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、設計成果物、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。第42条及び第72条において同じ。）又は建設機械器具（貸与品を含む。第42条及び第72条において同じ。）について生じた損害その他建設業務等に関して生じた損害（第41条第1項若しくは第2項又は第42条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第41条 本件業務の実施について、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、本件業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下又は地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件業務の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件業務の実施について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第42条 設計成果物及び工事目的物の引渡し前に、天災等(入札説明書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないものは、(以下この条において「不可抗力」という。)により、設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第72条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(設計成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であつて第23条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 設計成果物又は工事目的物に関する損害

損害を受けた設計成果物又は工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合においては、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物、調査機械器具又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、調査機械器具又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における設計成果物又は工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える入札説明書等の変更)

第43条 発注者は、第12条、第26条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第34条、第35条、第38条、第39条、第40条、第42条又は第46条等、この契約の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて入札説明書等を変更することができる。この場合において、入札説明書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第44条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを建設業務等費の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補し、又は改造して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

7 受注者は、工事目的物の引渡し後に入札説明書等の定めに従って開業支援業務を行い、完了したときは速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。

8 発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員は、前項の報告を受けた日から14日以内に開業支援業務の完了を確認するための検査を完了させなければならない。

(事業費の支払)

第45条 受注者は、第44条第8項の検査に合格したときは、事業費の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に事業費を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第44条第8項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間

の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第46条 発注者は、第44条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定による使用により設計成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第47条 受注者は、設計業務、建設業務に関し、保証事業会社と、契約書記載の完成期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設業務費の額の10分の4（設計業務に係る前払金は設計業務費の額の10分の3）以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この項の規定にかかわらず、各年度の前払金の支払限度額は、入札説明書等の定めに従う。また、10万円未満は切り捨てるものとする。

2 受注者は、前項の規定により前払金の支払を受けた後、当該工事が次の各号に掲げる要件に該当する場合は、保証事業会社と、契約書記載の完成期限を保証期限とする保証契約を締結し、発注者に対し、その保証証書を寄託して、同項の規定により支払われる前払金に追加して、建設業務費の額の10分の2以内の前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求することができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が建設業務費の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から15日以内に第1項の前払金又は前項の中間前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするとき（次項の規定により、増額後の建設業務費の額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額を超える額の前払金の支払を請求しようとするときを含む。）は、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、遅滞なく認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 受注者は、建設業務費の額が著しく増額された場合において当該増加額が変更前の建設業務費の額の10分の4を超える場合は、その増額後の建設業務費の額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の建設業務費の額の10分の4に当該増額後の建設業務費の額の10分の2を加

えた額) から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

- 6 受注者は、建設業務費の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設業務費の額の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、建設業務費の額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、超過額を計算する場合において、超過額に10万円未満の端数があるとき、又はその全額が10万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、建設業務費の額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、第6項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなったと認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、前項の規定を準用する。
- 9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかったときは、その未返還額につき、第6項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第48条 受注者は、第47条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、第47条第6項又は第8項の場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第49条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、外注費（設計業務に係る部分に限る。）、機械器具の賃借料（施工に係る部分に限る。）、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費（施工に係る部分に限る。）、仮設費（施工に係る部分に限る。）、労働者災害補償保険料（施工に係る部分に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、この項の規定にかかわらず、前払金（中間前払金を除く。）の100分の25を上限とし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(部分払)

第50条 受注者は、工事の完成前に、設計業務を完了した部分、又は建設業務等の出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料等（入札説明書等で部分払の対象として指定した工事材料等であって、第23条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。以下「部分払指定工事材料等」という。）に相応する事業費相当額を対象とし、第3項の確認に基づき発注者が通知した出来形割合を設計業務及び建設業務に係る契約金額に乗じて得た額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、当該年度中4回（前払金及び中間前払金の支払は、それぞれ部分払1回とみなす。）を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る設計業務を完了した部分又は建設業務の出来形部分並びに部分払指定工事材料等の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。ただし、この項の規定にかかわらず、前払金を含めた各年度の部分払の支払限度額は、入札説明書等の定めに従う。

部分払金の額 \leq 第1項の事業費相当額 \times （9/10－前払金額/契約金額）

7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「事業費相当額」とあるのは「事業費相当額から既に部分払の対象となった事業費相当額を控除した額」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第51条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が入札説明書等において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第44条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「設計成果物及び工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計成果物及び工事目的物」と、第44条第5項及び第45条中「建設業務等費」とあるのは「指定部分に相応する建設業務等費」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第45条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第45条第1項の請求を受けた日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金額＝指定部分に相応する契約金額 \times （1－前払金額/契約金額）

(債務負担行為及び継続費に係る契約の特則)

第52条 債務負担行為及び継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約については、発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第53条 債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払については、第47条中「契約書記載の完成期限」とあるのは「契約書記載の完成期限（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第47条中「建設業務費の額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第50条第1項の事業費相当額（以下この条及び第54条において「事業費相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合においては、契約会計年度において前払金及び中間前払金を支払わない旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第47条第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が入札説明書等に定められているときには、同項の規定により準用される第47条第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における事業費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第47条第1項及び第2項の規定にかかわらず、受注者は、事業費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における事業費相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第48条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第54条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における事業費相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 債務負担行為等に係る契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けてる場合の部分払金の額については、第50条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 事業費相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {事業費相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × 当該会計年

度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

3 債務負担行為等に係る契約において、特別の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず発注者が別に定めることができる。

(第三者による代理受領)

第55条 受注者は、発注者の承諾を得て事業費の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第45条（第51条において準用する場合を含む。）又は第50条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第56条 受注者は、発注者が第47条、第50条又は第51条において準用される第45条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任等)

第57条 発注者は、引き渡された設計成果物又は工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

-
- 4 発注者は引き渡された設計成果物又は工事目的物に関し、第44条第4項又は第5項（第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
 - 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者は契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 7 発注者が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
 - 8 発注者は、第4項又は第5項等の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
 - 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 11 発注者は、設計成果物又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 12 引き渡された設計成果物又は工事目的物の契約不適合が入札説明書等の記載内容、支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその入札説明書等の記載内容、材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

- 第58条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に本件業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、その遅延日数1日につき、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額の1,000分の1の額とする。
 - 3 第1項の違約金は、事業費支払の際、その支払額から控除する。
 - 4 発注者の責めに帰すべき理由により、第45条第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による事業費の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、第47条第9項に規定する法定率による遅延利息の支払を請求することができる。
-

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第59条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第60条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 事業費債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る事業費として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が実施した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第41条の規定により受注者が実施した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生ずる違約金等を含む。ただし、第60条第2項第9号の規定によりこの契約が解除された場合の違約金を除く。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第60条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、本件業務の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本件業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 第8条又は第9条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括下請負させたとき。

(5) 第15条第1項第2号に掲げる監理技術者等及び第16条に掲げる管理技術者を設置しなかったとき。

(6) 第28条第1項又は第2項に違反して監督員の改造請求に従わないとき。

(7) 正当な理由なく、第57条第1項の履行の追完がなされないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して事業費債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第5項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該本件業務以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された設計成果物又は工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に達することができない場合において、受注者がその履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に事業費債権を譲渡したとき。

(10) 受注者が第64条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6か月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）をおこなった場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6か月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

ウ 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律

第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

オ 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたと
き。

(12) 受注者(受注者に共同企業体が含まれるときは、その構成員のいずれかの者を含む。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約(設計業務等の委託契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約(設計業務等の委託契約を含む。)又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 前項第9号、第11号又は第12号の規定により本件業務完了前にこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

(発注者の損害賠償請求等)

第61条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に本件業務を完了することができないとき。

(2) この設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第60条の規定により、工事完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第60条第1項及び第2項第1号から第8号若しくは第10号の規定により本件業務完了前にこ

の契約が解除されたとき。

(2) 本件業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合には、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続き開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続き開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続き開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号若しくは第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額を請求することができるものとする。

6 第2項の場合（第60条第2項第9号、第11号及び第12号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

7 第2項において、受注者に共同企業体が含まれるときは、構成員は連帯して発注者に支払わなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第62条 第60条第1項各号又は第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第60条第1項各号又は第2項各号の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の任意解除権）

第63条 発注者は、本件業務完了前において必要があるときは、第60条第1項又は第2項の規定によるほか、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第64条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

-
- (1) 第30条の規定により入札説明書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第32条の規定による工事の中止期間が工事の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第65条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第64条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第45条第2項（第51条において準用する場合を含む。）の規定による事業費の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第66条 第1項又は第2項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第67条 建設業務等着手前に、この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第51条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が設計業務等の完了前に解除された場合において、設計業務等の既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する設計費（以下「既履行部分設計費」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分設計費は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第68条 発注者は、この契約が工事完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する事業費を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条（第53条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又

は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第50条及び第54条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第60条第1項若しくは第2項又は第61条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、法定率で計算した額の利息を付した額を、解除が第63条第1項又は第64条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したときは、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する設計業務等の出来形部分（第51条に規定する部分引渡しに係る部分及び第67条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、工事材料、建設機械器具、工事仮設物その他の物件（下請負人が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けを行って、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第60条第1項若しくは第2項又は第61条第3項の規定によるときは発注者が定め、第63条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段第5項後段又は第6項の規定により受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（損害賠償の予定）

第69条 受注者は、第60条第2項第11号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する額を損害賠償金額として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

-
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
 - 3 前2項の規定は、工事が完了した後においても適用するものとする。
 - 4 前項の場合において、受注者に共同企業体が含まれており、既に解散しているときは、発注者は当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、第1項及び第2項の額を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して当該額を支払わなければならない。

(臨時検査)

第70条 発注者は、必要があるときは、委託業務の履行の途中において随時その職員をして検査させることができる。

(監督又は検査の委託)

第71条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、委託事項及び委託を受けた者を受注者に通知しなければならない。

(火災保険等)

第72条 受注者は、工事目的物、工事材料及び建設機械器具を入札説明書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料又は建設機械器具を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第73条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げる妨害をいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な理由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに発注者へ報告するとともに警察に届け出なければならない。

- 2 受注者は、下請負人が暴力団又は暴力団員から不当介入等を受けたときは、直ちに発注者へ報告するとともに、当該下請負人に対して警察に届け出るよう指導しなければならない。
- 3 発注者は、受注者又は下請負人が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

(あっせん又は調停)

第74条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなか

ったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、新潟県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、管理技術者、監理技術者等、照査技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第22条第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは第22条第6項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第22条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第75条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第74条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（補則）

第76条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。